

令和7年3月28日

新潟市入札参加資格者 各位

財務部契約課長  
(担当：工事契約係)

令和7・8年度 新潟市入札参加資格 資格審査通知送付等について

令和7・8年度新潟市入札参加者の格付基準に基づき、別紙のとおり資格審査通知を送付いたします。あわせて、下記内容についてご確認くださいませようお願いいたします。

記

1 登録内容の確認方法

市ホームページから、資格審査通知に記載のユーザーIDとパスワードを入力しログインしてください。委任先情報のメールアドレスや総合評点の内訳等、登録内容を今一度ご確認ください。確認は令和7年4月1日から可能です。

2 建設工事における主観点加算希望および格付の変更申請

(1) 変更申請の方法等

主観点加算希望の有無により格付(等級)を変更したい場合は、市ホームページから「変更届出書」をダウンロードし、必要事項および変更内容を記入し提出してください。主観点加算を「希望しない」から「希望する」に変更する場合は、当該主観点の加算対象であることを証明する書類も添付してください。なお、添付書類は「提出要領(定期申請・追加申請)」をご確認ください。

(2) 提出期限

令和7年4月4日(金) ※必着

(3) 提出方法

下記まで郵送、メール又は持参により提出してください。

|   |
|---|
| (提出先) 〒951-8550<br>新潟市中央区学校町通1番町602番地1<br>新潟市 財務部 契約課 工事契約係<br>E-mail: keiyaku@city.niigata.lg.jp |
|---|

(4) 注意事項

- ・主観点加算希望の有無の変更は、申請したすべての工種の総合評点に反映します。特定の工種のみには反映することはできません。
- ・経営事項審査の総合評定値(客観点)の変更はできません。
- ・一度格付されると、この期間以降、2年間(令和7・8年度)は総合評点および格付は変更されません。

- ・この期間以降、令和7年6月・10月、令和8年2月・6月・10月に申請受付予定の工種の追加の際も、主観点加算希望の変更はできません。

### 3 ICカードの利用者登録

これまで使用していたICカードを引き続き使用する場合は、改めて利用者登録を行う必要はありません。

新規申請をした方や、代表者等の変更によりICカードを変更する方は、利用者登録を行う必要があります。令和7年4月1日以降に利用者登録を行ってください。

### 4 登録内容の変更

定期申請で登録した内容が変更になる場合は、原則、電子申請による変更申請が必要です。市ホームページに掲載する「提出要領（変更申請）」や「提出書類一覧表」を確認の上、添付書類を準備し、電子申請を行ってください。電子申請日から5営業日以内に提出書類のデータを新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から提出してください。

なお、変更申請は令和7年4月1日以降に行ってください。

#### 【参考】令和7・8年度 新潟市入札参加者の格付基準

| 等級 | 総合評点     |         |         |         |         |
|----|----------|---------|---------|---------|---------|
|    | 土木一式工事   | 建築一式工事  | 管工事     | 電気工事    | 造園工事    |
| S  | 1100 以上  | 1000 以上 |         |         |         |
| A  | 980～1099 | 800～999 | 720 以上  | 750 以上  | 850 以上  |
| B  | 800～979  | 670～799 | 600～719 | 630～749 | 700～849 |
| C  | 680～799  | 600～669 | 599 以下  | 629 以下  | 699 以下  |
| D  | 679 以下   | 599 以下  |         |         |         |

※令和5・6年度から変更なし。

※上記5工種以外は、総合評点のみとし、格付は行わない。

※経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する客観的事項の審査）の総合評定値（客観点）と加算を希望した主観点の合計を総合評点とする。

＝問い合わせ＝

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

TEL 025-226-2217（直通）